

◎新潟県告示第548号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、新潟市に係る中央区農業振興地域（令和4年新潟県告示第1162号）及び秋葉区農業振興地域（令和4年新潟県告示第1162号）の区域を次のとおり変更する。

令和7年5月13日

新潟県知事 花 角 英 世

1 変更した地域の名称

- (1) 中央区農業振興地域
- (2) 秋葉区農業振興地域

2 区域

- (1) 新潟市中央区のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の青色の枠線で囲まれた区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新潟地域振興局農林振興部で縦覧する。

- (2) 新潟市秋葉区のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の青色の枠線で囲まれた区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新潟地域振興局農林振興部で縦覧する。

3 変更新月日

令和7年5月13日